

LS22

受験番号

2014 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 民法・民事訴訟法

(120分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は民法と民事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 〔事例〕

Yは、昭和60年4月、Xから本件建物を店舗として賃借し、それ以来、本件建物において「甲南酒店」の商号で酒類販売業を営んでいた。Zは、Yの長男であり、大学を卒業した平成6年春から「甲南酒店」でYの仕事を手伝った。Yは、平成23年4月、70歳になって体調も思わしくなかったことから、「甲南酒店」をZに譲り、それ以後はZが本件建物で「甲南酒店」を経営し、Yは自宅で悠々自適の生活を送るようになった。それまで、Yは、「甲南酒店」の名義で賃料をXの銀行口座に送金しており、Zも同様に「甲南酒店」の名義で賃料を送金して、賃料の支払を遅滞することもなかったため、Xは、平成25年6月まで「甲南酒店」の営業主体がZになっていることを知らなかった。

### 〔設問〕

Xが、同年7月の時点でYとの本件建物賃貸借契約を解除すると主張した場合、この主張は認められるか。

## 専門論文試験 民事訴訟法

【問題】 次の項目、用語あるいは原則などについて、説明しなさい。

- 〔1〕 当事者の確定
- 〔2〕 自白の撤回
- 〔3〕 既判力
- 〔4〕 文書の形式的証拠力